

(設置)

第1条 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を策定するに当たり、同条第6項の規定により関係者の意見を聴くため、栃木市農地利用地域計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇談会は、20人以内の参加者をもって構成する。

2 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) 認定農業者
- (2) 大規模農業者
- (3) 集落営農組織から選出された者
- (4) 農業士
- (5) 下野農業協同組合から選出された者
- (6) 上都賀農業協同組合から選出された者
- (7) 土地改良区から選出された者
- (8) 栃木市農業委員会から選出された者
- (9) 栃木県下都賀農業振興事務所の職員
- (10) 栃木市農業公社から選出された者
- (11) 栃木市農業再生協議会から選出された者
- (12) 公募による者

(依頼期間)

第3条 懇談会の参加者として依頼する期間は、2年以内とする。ただし、再び依頼することを妨げない。

(招集)

第4条 懇談会の会議は、市長が招集する。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、参加者の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会の会議の進行、調整等を行う。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、産業振興部農業振興課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(栃木市人・農地プラン検討会設置要綱の廃止)

2 栃木市人・農地プラン検討会設置要綱（平成24年栃木市告示第281号）は、廃止する。